

材を活用する場合でも、地下等の研究施設は、NUMOへの譲渡や貸与を行わないことを前提に、原子力機構が主体となつて、原子力機構の研究目的や課題と整合し、原子力機構の責任において、研究施設を運営・管理すること。

### ○情報の公開について

・研究が順調であると報告した平成30年度の成果報告書の説明後、間(あいだ)を空けずに令和元年8月2日に本研究計画案の申し入れがあったのは、本年3月まで評価委員会において評価を行い、その評価への対応を検討し、本研究計画案について組織決定したのが8月1日であったためであること。

### ○三者協定の遵守について

・原子力機構は、今後とも三者協定を遵守する認識があること。  
・最終処分場とせず、研究終了後に埋め戻すこと。

### 幌延町の対応と経緯



一方、町は、9月25日から開催された町政懇談会において、原子力機構から協議申し入れのあった研究計画案の内容について説明し、懇談会参加者から20件のご意見と9件のご質問をいただきました。

ご質問のほとんどが、研究計画案の内容に関する事項で、ご意見としては、「町民は新聞等の報道による情報しがなく、報道内容が約束違反だという立場で主張され、それを聞かされるのが憂鬱だ」とか、「地下研究所には、いずれ廃棄物を埋めるといふ誤解を招いている」とのご意見や「将来的なことだから結果はわか

らないが、沖縄の米軍基地のように、住民が反対してもなし崩し的に国が持つてくるのではないか」などのご意見、「日本における深地層の研究は大切な研究であるから、引き続き研究が完璧に行われるように町として協力してほしいというのが多くの町民の願いである」というご意見、「研究計画案の内容が難しく、多くの町民は理解していないのではないか」というご指摘もありましたが、ほとんどが研究を継続してほしいというご意見でした。

また、確認会議での研究計画案に関する確認結果の報告を受けて、11月20日に北海道と町が共催で確認会議での確認結果についての説明会を開催するとともに、11月8日から11月27日までの間、幌延町在住者及び幌延町内で在勤、在学されている方を対象に、ご意見を伺いました。

※いただいた意見を抜粋し、次ページに掲載。

10月4日には、幌延町商工会を始めとする町内経済団体の皆様から、地層処分技術基盤が確立されるまで、三者協定遵守を大前提に、妥協なく計画を推進すべきとの要請をいただき、12月3日には、幌延町議会議員の皆様から議員の総意であるとして「原子力機構が本町で実施している深地層の研究は、国のエネルギー政策上、重要な研究であり、十分な研究成果を得られるまでの研究期間延長が図られるよう、研究計画案を受け入れるべき」との要請をいただきました。

また、12月6日には、原子力機構理事長、北海道知事、幌延町長による面談を実施し、町からは、原子力機構理事長に幌延深地層研究センターの位置づけや計画推進にあたっての基本認識について、改めて確認しました。

### 面談での確認事項

・幌延深地層研究センター

は、実際の地質環境において、地層処分を実施するために必要な技術や方法の信頼性の確認など基盤的な研究開発を行うための重要な研究拠点であり、地下を体験・理解していただく場としても重要であること。

・幌延の地下研究施設は、最終処分場としない場所で技術を磨く施設、「シエリック地下研究所施設」であること。

・幌延深地層研究計画の推進にあたっては、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することはせず、また、最終処分場とはしないことなどを定めた三者協定を遵守すること。

### 幌延町の方針

このような状況を踏まえ、原子力機構から三者協定第7条の規定に基づき、事前協議の申し入れのありました『令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)』は、熟慮を重ねた結果、幌延町として、三者協定の遵守を前提に、受け入れることといたしました。